

## 「都市計画法第34条第8号」の運用基準

(平成12月 4月 1日施行)

(平成19年11月30日施行)

「都市計画法第34条第8号」に規定する政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第1種特定工作物とは、次の各項に該当するものとする。

- 1 火薬類取締法第12条の許可を得た火薬庫であること。
- 2 申請建築物等は必要最小限のものとし、周辺と調和するものであること。
- 3 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。